

『静岡県移住・就業支援金』のよくある質問

質問
01

Q.移住前の対象期間として加算できる「通学期間」は、大学への通学のみですか。

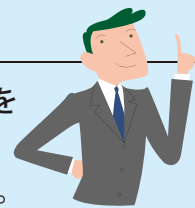
A1 大学以外に、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校などの高等教育機関が対象となります。



質問
02

Q.「専門人材」の対象となるのは、どのような場合でしょうか。

A2 内閣府が実施する「プロフェッショナル人材事業」または「先導的人材マッチング事業」を利用し、人材紹介会社等を介して無期雇用契約に基づき就業したこと等が要件です。これらの事業が利用されているかどうかは、就業先の企業へ御確認ください。



質問
03

Q.支給対象となる「テレワーク」の要件を教えてください。

A3 ①所属先企業からの命令ではなく本人の意思による移住であること、
②移住先で生活しながら、移住前の仕事を引き続き行うこと、
等が要件です。



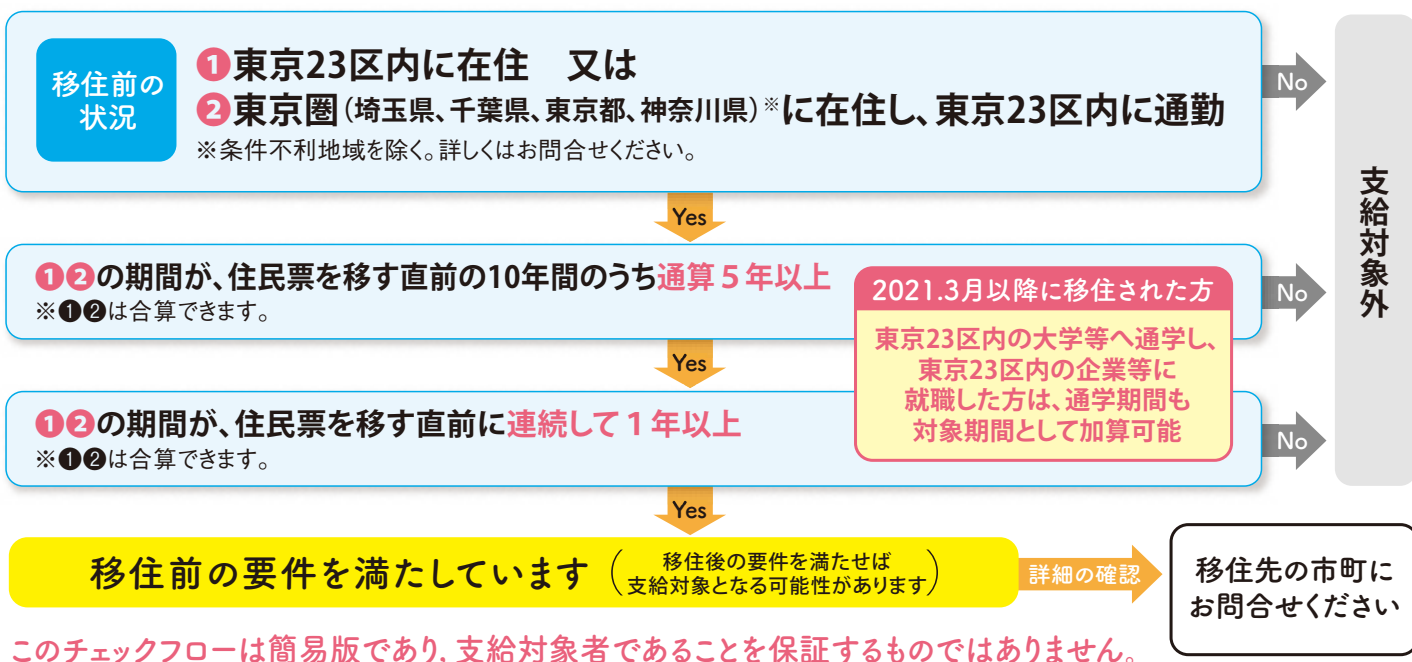
質問
04

Q.支給対象となる「関係人口」の要件を教えてください。

A4 「移住前に移住先の地域や地域の人々と関わりがあり、移住先の市町が強いつながりがあると認める方」が対象となります。
市町によって要件は異なりますので、具体的な要件は市町にお問い合わせください。



まずは移住前の要件に該当するかセルフチェック!!



問い合わせ先 静岡県暮らし・環境部企画政策課(移住・定住促進班)

TEL 054-221-2610 メール iju@pref.shizuoka.lg.jp

